

Ⅱ 農事組合法人の運営について

農事組合法人の運営は、農業協同組合法（以下、「農協法」という）等、定款やその他の規約に基づいて行います。

法令等に基づいた手続が必要な主な事例は次のとおりです。

主な事例	内 容	必要書類
1 総会の開催	<p>①理事は、定款の定めるところにより毎事業年度に1回、通常総会を招集します。総会を招集する場合には、総会開催日の一定期日前までに、会議の目的たる事項（総会の議案等）を示して組合員に通知します。</p> <p>②総会の内容について、議事録を作成しなければなりません。</p>	<p>招集通知書〈様51〉 委任状〈様52〉 議決権行使書〈様53〉 総会資料（議案） 総会議事録〈様55〉 総会報告書〈様43〉</p>
2 役員の選任と解任	<p>①組合の役員は定款の定めるところにより総会において選任します。この場合、総組合員の過半数による決議を必要とします。</p>	<p>代表理事選任報告書 〈様44〉</p>
3 組合員の新規加入等	<p>①農事組合法人の組合員になるためには、加入申込書を組合に提出し、総会もしくは理事会で承認を得る必要があります。</p> <p>②出資の払込をしたときから組合員となります。</p>	<p>加入申込書〈様56〉 加入承諾の通知</p>
4 相続による加入	<p>①組合員の死亡により、その後継者等がその持分を相続し組合に加入する場合は、一定の期間内に組合に加入の申込みをし、組合の承諾を得なければなりません。</p>	<p>加入申込書〈様56〉</p>
5 組合員の脱退等	<p>①持分全部の譲渡等の一定の事由により組合を脱退する場合は、一定の期日までに書面をもって組合に予告をしなければなりません。</p> <p>②持分（出資額）の払戻しは、脱退の日の属する事業年度の決算後に行います。</p>	<p>脱退届〈様58〉</p>
6 解散及び清算	<p>①農事組合法人は総会の決議等により解散することができます。</p> <p>②農事組合法人を解散した場合は清算の手続きを行います。</p> <p>③組合員が3人未満となり6ヶ月が経過すると、農事組合法人は解散となります。</p>	<p>解散及び清算人就任登記申請書〈様28〉 解散届出書〈様41〉 解散公告〈様60〉 債権申出催告書〈様61〉 清算結了登記申請書 〈様29〉 清算結了届出書〈様42〉</p>

1 総会の開催

- ①理事は、定款の定めるところにより毎事業年度に1回、通常総会を招集します。総会を招集する場合には、総会開催日の一定期日までに、会議の目的たる事項（総会の議案等）を示して組合員に通知を行います。
- ②具体的な手順は定款の規定に基づいて行います。

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

(1) 総会の招集

① 通常総会の招集

理事は、定款の定めるところにより毎事業年度に1回、通常総会を開かなければなりません。 **総会招集の通知**は、総会開催日の5日前までに、会議の目的たる事項（総会議案等）を示して行います。

② 臨時総会の招集

理事は、定款の定めるところにより、臨時総会を招集します。なお、組合員の5分の1以上の請求により臨時総会を開催する場合には、その請求があった日から10日以内に総会を招集しなければなりません。

③ 監事による招集（監事を置いている場合）

定款の定めるところにより、監事は、財産の状況又は業務の報告について不正の点があることを発見した場合で、総会に報告する必要があると認めたときは、総会を招集します。

※参考様式：様式 51 招集通知書

(2) 総会の開催方法

① 総会の議案

総会では、定款の定めるところにより決議しますが、一般的には下記の総会決議事項（総会の決議を経なければならない事項）のうち、総会招集通知で通知した事項に限って、決議します。ただし、次の特別決議事項を除き、緊急を要する事項（緊急議案）についてはこの限りではありません。

総会決議事項

1. 定款の変更
2. 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
3. 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

② 総会の決議方法

総会の議事は、定款の定めるところにより決することとなりますが、一般的には出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

ただし、定款変更等の重要な事項については、総組合員の3分の2以上の多数による決議（特別決議）を必要とします。

特別決議事項

1. 定款の変更
2. 解散及び合併
3. 組合員の除名

なお、農事組合法人が、定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を知事に届け出なければなりません。（農協法第72条の29第2項）

※参考様式：様式 39 定款変更届出書

③ 総会の議長

総会の議長は定款の定めるところにより選出しますが、一般的には総会において、出席した組合員の互選により選任します。

なお、議長は、組合員として総会の決議に加わる権利を有しません。

④ 総会の定足数

総会の定足数は定款の定めるところによりますが、一般的には、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き決議することができません。この場合において、定款で定めれば、書面又は代理人により決議することができます。

<参考：農林水産省作成農事組合法人定款例の場合の書面又は代理人による決議>

（書面又は代理人による決議）

第〇条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。

3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。

4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

※参考様式：様式 52 委任状

様式 53 議決権行使書

(3) 議事録の作成

総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載、又は記録しなければなりません。

議事録記載事項

1. 開催の日時及び場所
2. 議事の経過の要領及びその結果
3. 出席した理事及び監事の氏名
4. 議長の氏名
5. 議事録を作成した理事の氏名
6. 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

※参考様式：様式 55 議事録

(4) 行政庁への総会報告の提出

農事組合法人は、総会を開催したときは、その旨を県に報告しなければなりません。

※参考様式：様式 43 総会報告書

2 役員を選任と解任

- ①組合の役員は定款の定めるところにより総会において選任します。この場合、総組合員の過半数による決議を必要とします。
- ②任期中でも役員を解任することができます。
- ③具体的な手順は定款の規定に基づいて行います。

(1) 選任・解任の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

① 役員を選任

任期満了等によって役員を選任（改選）する場合は、総会において総組合員の過半数による決議を必要とします。なお、役員任期は3年以内であるため、3年ごとに役員改選をする必要があります。

※役員のうち理事は、農民である組合員でなければなりません。

※役員定数は定款記載事項ですので、役員定数を変更する場合は定款の変更が必要となります。定款の変更は総会において総組合員の2/3以上の決議（特別決議）を必要とします。

② 役員を解任

役員は、任期中でも定款の規定に基づきこれを解任することができます。

③ 代表理事を選任

代表理事の選任については定款の定めにより行いますが、「理事の互選」による方法が一般的です。

※代表理事は農協法上、必置ではありませんが、通常、定款に定め、設置しています。

(2) 注意事項

① 役員（理事）の改選に伴う変更登記

役員に関する事項（理事の氏名、住所）は登記事項ですので、役員改選により理事に変更があった場合は変更登記が必要です（変更が生じたときから2週間以内に行う）。なお、役員改選により同じ理事となった場合でも、登記をする必要があります。

② 役員（理事）の改選に伴う税務関係機関への変更・異動届出書の提出

改選により法人の代表者（通常は代表理事）に変更があった場合には税務関係機関（税務署等）に変更・異動届出書の提出が必要となります。

④ 代表理事の選任に伴う行政庁への届出の提出

代表理事を選任したときは、その旨を県に報告しなければなりません。

※参考様式：様式 44 代表理事選任報告書

3-1 組合員の新規加入

- ①農事組合法人の組合員になるためには、加入申込書を組合に提出し、総会もしくは理事会で承認を得る必要があります。
- ②具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行います。

(1) 新規加入の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく、手順は次のとおりです。

① 加入申込書の提出

組合員になろうとする者は、「引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」等を記載した加入申込書を組合に提出します。

② 総会又は理事会での承諾

組合は、加入申込書の提出があったときは、総会又は理事会で、その加入の諾否を決定します。

※組合員の加入（持分の相続又は譲受による加入を含む。）については、農協法上、総会の決議事項ではなく、定款に定めることで理事会において加入の諾否を決することも可能です。

③ 加入承諾の通知

加入を承諾したときは、その旨を書面により申込者に通知します。

※加入承諾の通知には加入の承諾に加え、出資の手続（出資払込先、払込期限等）などを記載します。

④ 出資金の払い込み

組合から加入承諾の通知を受けた者は、出資金の払い込みを行います。

※出資の払い込みをした時に組合員となります。

※組合は出資の払込を確認した場合、**出資金領収書**を発行します。

⑤ 組合員名簿の記載

加入手続が完了すれば、その内容を**組合員名簿**に記載します。

※参考様式：様式 56 加入申込書

様式 19 出資金領収書

様式 21 組合員名簿

(2) 注意事項

① 出資口数及び出資総額の変更に伴う変更登記の実施

組合員の新規加入に伴い、通常、出資総口数及び払込済み出資総額が変わることになります。

出資総口数及び払込済み出資総額は登記事項であるため、変更になった場合には変更登記が必要です。(毎事業年度末現在の口数と総額を、事業年度末から4週間以内に登記する)

※参考様式：様式 26 変更登記申請書
様式 27 証明書

② 資本金額の変更に伴う税務関係機関への変更・異動届出書の提出

出資額(資本金額)など法人の内容に変更があった場合には税務関係機関(税務署等)に変更・異動届出書の提出が必要となります。

※詳しくは、税務署に御確認ください。

③ 組合員資格の確認

新規加入組合員が組合員資格を満たしているか、必ず確認してください。

※組合員の資格は農協法の規定に基づき定款に記載があります。

④ 組合員名簿の作成

組合員名簿は農業協同組合法第73条で準用する第27条の規定により作成が義務付けられています。

※参考様式：様式 21 組合員名簿

3-2 増資（出資口数の増加）

- ①出資額を増やす増資を行う方法には出資の口数を増やす方法と出資1口の金額を増やす方法があります。
- ②具体的な手順は、通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行います。

（1）増資の手順（出資口数の増加による場合）

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

① 出資引受書の提出

出資の口数を増やそうとする者は、「引き受けようとする出資の口数」等を記載した書面出資引受書などを組合に提出します。

② 総会又は理事会での承認

組合は、増資に係る書面（出資引受書など）の提出があったときは、総会又は理事会でその可否を決定します。

※総会と理事会のどちらで承認するかは、定款に定めるところによります。

③ 増資決定の通知

総会で増資を決定したときは、その旨を書面により組合員（申込者）に通知します。

※増資決定の通知には増資決定の旨に加え、通常、出資の手続（出資払込先、払込期限等）についても記載します。

④ 出資金の払い込み

組合から出資口数の通知を受けた者は、出資金の払込を行います。

※組合は出資の払込を確認した場合、出資金領収書を発行します。

⑤ 組合員名簿の変更

増資の手続きが完了すれば、その内容を組合員名簿に記載します。

※参考様式：様式 18 出資引受書

様式 19 出資金領収書

様式 21 組合員名簿

（2）注意事項

① 出資口数及び出資総額の変更に伴う変更登記の実施

組合員の出資口数の増加に伴い、出資総口数及び払込済み出資総額が変わることになります。出資総口数及び払込済み出資総額は登記事項ですので、変更になった場合には変更登記が必要です。（毎事業年度末現在の口数と総額を、事業年度末から4週間以内に登記する。）

② 資本金額の変更に伴う税務関係機関への変更・異動届出書の提出

出資額（資本金額）等法人の内容に変更があった場合には税務関係機関（税務署等）に変更・異動届出書の提出が必要となります。

※詳しくは、税務署に御確認ください。

3-3 持分（出資金）の譲渡

- ①持分を譲渡する場合は組合の承認が必要となります。
- ②組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、「新規加入」の例になら行います。
- ③具体的な手順は次のとおりですが、通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行います。

(1) 組合員でない者への譲渡（持分譲渡による加入）の手順

組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができません。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、「新規加入」の例になら行いますが、農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

① 持分譲渡の申請

持分を譲渡しようとする者は、「譲り渡す相手先及び口数」等を記載した書面（**持分譲渡承認申請書**）を組合に提出します。

② 総会又は理事会での承認

組合は、持分譲渡に係る書面（持分譲渡承認申請書など）の提出があったときは、総会又は理事会でその可否を決定します。

※総会と理事会のどちらで承認するかは、定款に定めるところによります。

③ 持分譲渡承認の通知

持分譲渡を承認したときは、その旨を該当する者に通知します。

※通知をした時に組合員となります。

④ 組合員名簿の記載

持分譲渡が完了すれば、その内容を**組合員名簿**に記載します。

※参考様式：様式 57 持分譲渡申請書

様式 21 組合員名簿

(2) 注意事項

① 組合員資格の確認

新規加入組合員が組合員資格を満たしているか、必ず確認してください。

※組合員の資格は農協法の規定に基づき定款に記載があります。

② 組合員への譲渡

組合員への譲渡の場合は、組合員でない者への譲渡に準じた方法で行ってください。

なお、持分譲渡が承認されれば、その内容を組合員名簿に記載します。

4 相続による加入

- ①組合員の死亡により、その後継者等がその持分を相続し組合に加入する場合は、一定の期間内に組合に加入の申込みをし、組合の承諾を得なければなりません。
- ②具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行います。

(1) 相続による加入の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

① 相続による加入の申請

組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者は、相続開始後、60日以内に組合に加入の申込みを行います。

※加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければなりません。

② 総会又は理事会での承認

組合は、相続による加入の申請があったときは、総会又は理事会でその可否を決定します。

※総会と理事会のどちらで承認するかは、定款に定めるところによります。

③ 承認の通知と組合員名簿の記載

総会で相続による加入を承認したときは、その旨を該当する者に通知するとともに組合員名簿に記載（又は記録）します。

※参考様式：様式 21 組合員名簿

5-1 組合員の脱退

- ①持分全部の譲渡等の一定の事由により組合を脱退する場合は、一定の期日までに書面をもって組合に予告をしなければなりません。
- ②持分（出資金）の払戻しは、脱退の日の属する事業年度の決算後に行います。
- ③具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行います。

（1）脱退の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

① 脱退の事由

1. 組合員たる資格の喪失
2. 死亡又は解散
3. 除名
4. 持分全部の譲渡

② 持分全部の譲渡

持分全部の譲渡により脱退する場合は、60 日前までに予告し、事業年度末において脱退することができます。

③ 脱退届の提出

脱退しようとする者は、脱退届を組合に提出します。

④ 組合員名簿の記載

脱退手続きが完了すれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

⑤ 持分の払戻し

組合員が脱退した場合、その脱退の日の属する事業年度末における法人の財産により計算した持分を払い戻すことになるため、当該事業年度の決算後でないと払戻しはできません。

※参考様式：様式 58 脱退届

様式 21 組合員名簿

5-2 組合員の除名

- ① 組合員が組合の事業を妨げる行為をしたときなど一定の事由に該当するときは、総会の決議を経て、組合員を除名することができます。
- ② 組合員の除名を行う場合には、一定の期日までにその組合員に対し除名の旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければなりません。
- ③ 具体的な手順は通常、定款に定めがありますので、それに基づいて行います。

(1) 除名の手順

農林水産省作成の農事組合法人定款例に基づく手順は次のとおりです。

- ① 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができます。

※組合員の除名については、総組合員の2/3以上の決議（特別決議）を必要とします（農協法第72条の30）。

<参考：農林水産省作成農事組合法人定款例の場合の除名の理由>

1. 正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき（※組合員の資格が「この組合の地区内に住所を有する農民」に該当する組合員の場合に限る）
2. この組合に対する義務の履行を怠ったとき
3. この組合の事業を妨げる行為をしたとき
4. 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき

- ② 除名を行う場合には、総会の日から10日前までにその組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければなりません。

- ③ 総会で除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面により、該当する組合員にその旨を通知しなければなりません。

④ 組合員名簿の記載

除名手続が完了すれば、その内容を組合員名簿に記載（又は記録）します。

⑤ 持分の払戻し

組合員が脱退した場合、その脱退の日の属する事業年度末における法人の財産により計算した持分を払い戻すことになるため、当該事業年度の決算後でないと払戻しはできません。

6 解散及び清算

- ①農事組合法人は総会の決議等により解散することができます。
- ②農事組合法人を解散した場合は清算の手続を行います。
- ③組合員が3人未満となり6ヶ月が経過すると、農事組合法人は解散となります。

(1) 農事組合法人の解散事由

農事組合法人は、次に掲げる事由によって解散します。

- ① 総会の決議
- ② 組合の合併
- ③ 組合についての破産手続開始の決定
- ④ 存立時期の満了
- ⑤ 行政庁の解散の命令
- ⑥ 組合員が3人未満になり、引き続き6月間組合員が3人以上にならなかった場合

(2) 解散手続の流れ

農業協同組合法に規定される農事組合法人の解散手続は下記のとおりです。

なお、解散した法人（清算法人）は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは、なお存続するものとみなされます（農協法第72条の36）。

また、法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属し、裁判所は、職権で、いつでも監督に必要な検査をすることができます（農協法第72条の43）。

① 清算人の選任（農協法第73条第4項で準用する同法第71条第1項）

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いて、理事が、その清算人となります。

ただし、総会において理事以外を選任することができます。

<注意事項>

- ・裁判所による清算人の選任（農協法第72条の37）

清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権で、清算人を選任することができます。

- ・清算人の職務及び権限（農協法第72条の39）

清算人の職務は、次のとおりとし、その職務を行うために必要な一切の行為をすることができます。

- ア. 現務の結了
- イ. 債権の取立て及び債務の弁済
- ウ. 残余財産の引渡し

② 解散の登記（組合等登記令第7条）

農事組合法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、2週間以内に、主たる事務所の所在地において解散の登記をしなければなりません。

※参考様式：様式 28 解散及び清算人就任登記申請書

③ 財産処分の決定（農協法第73条第4項で準用する同法第72条第1項）

清算人は、就任後、遅滞なく組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあっては財産目録、出資組合にあっては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供して、その承認を求めなければなりません。

<注意事項>

- ・ 残余財産の分配の制限（農協法第73条第4項で準用する会社法第502条本文）
清算人は、当該法人の債務を弁済した後でなければ、その財産を組合員に分配することができません。

④ 解散の届出（農協法第72条の34第2項）

農事組合法人が解散したときは、解散の時から2週間以内に、その旨を県に届け出なければなりません。（合併及び解散命令の場合を除く）

※参考様式：様式 41 解散届出書

⑤ 債権の申出の催告等（農協法第72条の40）

清算人は、就任の日から2ヶ月以内に、少なくとも3回の公告により、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。

※参考様式：様式 60 解散公告

様式 61 債権申出催告書

<注意事項>

- ・ 公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除く旨を付記しなければなりません。ただし、清算人は、知っている債権者を排除することができません。
- ・ 一定の期間（債権の申し出期間）は、2ヶ月を下ることができません。
- ・ 清算人は、知っている債権者には各別にその申出の催告をしなければなりません。
- ・ 公告は、官報に掲載する方法となります。
- ・ 期間経過後の債権の申出（農協法第72条の41）

債権の申出期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができます。

⑥ 清算法人についての破産手続の開始（農協法第72条の42）

清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければなりません。

<注意事項>

- ・清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了します。
- ・清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができます。
- ・公告は、官報に掲載する方法となります。

⑦ 清算終了の登記（組合等登記令第10条）

農事組合法人の清算が終了したときは、総会で清算終了の承認を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地において清算終了の登記をしなければなりません。

※参考様式：様式 29 清算終了登記申請書

⑧ 清算終了の届出（農協法第72条の44）

清算が終了したときは、清算人は、その旨を県に届け出なければなりません。

※参考様式：様式 42 清算終了届出書

⑨ 清算後の決算報告書の作成（農協法第73条第4項で準用する会社法第507条）

1) 決算書の作成

清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、下記の決算報告を作成しなければなりません。

決算報告書の記載内容（農業協同組合法施行規則第218条）

- | |
|--|
| <p>① 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額</p> <p>② 債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額</p> <p>③ 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）</p> <p>④ 出資一口当たりの分配額</p> <p>（注） 1. ①及び②については、適切な科目に細分することができます。</p> <p>2. ④に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければなりません。</p> <p>ア 残余財産の分配を完了した日</p> <p>イ 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額</p> |
|--|

2) 総会の承認

清算人は、清算決算報告を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければなりません。

7 事業内容等変更に伴う届出等

- ①出資額や役員などの登記事項に変更があった場合は、変更登記が必要です。
- ②定款の変更を行った場合は、県への届出が必要です。

(1) 変更登記

登記事項の変更があった場合は、2週間以内に主たる事務所の所在地において、変更の登記を行う必要があります（組合等登記令第3条第1項）。

変更の登記が必要な事項は次のとおりです。

- ①目的及び事業
- ②名称
- ③地区
- ④事務所の所在場所（注1、2）
- ⑤出資農事組合法人の場合は、出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済みの出資の総額（注3）
- ⑥代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑦存立時期を定めたときは、その時期
- ⑧公告の方法

<変更登記の留意事項>

1. 主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、2週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては上記①～⑧の事項を登記しなければなりません（組合等登記令第4条）。
2. 従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては、4週間以内に次の事項を登記しなければなりません（組合等登記令第13条）。
 - (1) 名称、(2) 主たる事務所の所在場所、(3) 従たる事務所の所在場所
3. 出資に関する事項については、毎事業年度末日現在により事業年度終了後、4週間以内に行うことができます（組合等登記令第3条第2項）。

※参考様式：様式26 変更登記申請書

(2) 定款変更に伴う行政庁への届出

定款を変更したときは、変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を県に届け出なければなりません。（農協法第72条の29）

※参考様式：様式3 定款変更届出書